

岩手県告示第 252 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
鈴木内科医院	盛岡市八幡町 2 番 17 号	平成 18 年 1 月 1 日
みずほ薬局	紫波郡矢巾町大字南矢幅第 6 地割 143 番地 12	平成 20 年 3 月 1 日